

## 「令和8年度PTA本部役員選出手会」のご案内 および調査票提出のお願い

秋たけなわの候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりPTA活動にご理解ご協力を頂き、ありがとうございます。

さて、『令和8年度PTA本部役員選出手会』を下記の日程で実施いたします。

万障繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願いいたします。

立候補者以外の方は、当日抽選にて選出いたします。選出された方へ電話にてご連絡させて頂きますので、当日連絡のつく電話番号をご記入のうえ調査票の提出をお願いいたします。

**選出手会に先立ち、調査票（9月16日配布）にご記入お願いします。**

調査票のみ封筒に戻し、

**9月26日（金）までに担任の先生に必ず提出してください。**

### 記

\*\*\*\*\* PTA本部役員選出手会 \*\*\*\*\*

日時：令和7年10月25日（土）14：00～

場所：田無三中3階 図書室

図書室で来校者の受付を行いますので直接お越しください。

選出委員会は、「西東京市立田無第三中学校PTA会則」に基づき、第1学年本部役員候補者選出手会・第2学年本部役員候補者選出手会をもうけ、立候補された方を含み各学年から5名ずつ計10名のPTA本部役員候補者を選出します。後日互選会にて、会長・副会長・書記・会計・庶務兼サポートシステム担当の役職を決定します。

PTA本部役員候補者に選出された方は11月8日（土）14：00～互選会にご出席ください。

## 【注意事項】

1. 平成 25 年度の選出会からクラス毎ではなく、学年全体からの選出となりました。  
1 学年、2 学年の順に選出会を行い、各学年から 5 名、合計 10 名を本部役員候補者として選出します。
2. 選出された 10 名すべての方が互選会で役職（会長、副会長、書記、会計、庶務兼サポートシステム担当）に就くことになります。立候補いただく際に役職を指定することはできません。役職は互選会にて決定します。
3. 令和 7 年度 P T A 本部役員となられた方は、令和 8 年度以降の本部役員、各委員会の委員を辞退することができます。
4. **調査票は必ず提出してください。**  
調査票の提出がなかった場合は辞退希望であっても本部役員選出の対象となります。事情があり、本部役員を辞退希望の方は、調査票に理由（審議を円滑に進めるため詳しく）と連絡のつく電話番号を必ずご記入ください。ただし、必ずしも選出対象外になるとは限らないことをご承知おきください。
5. 本部役員経験者及び令和 7 年度各委員会の正副委員長の方々は令和 8 年度本部役員を辞退することができますが、調査票に辞退希望の申し出がないと抽選によって選出された場合は引き受けてくださるとみなし、抽選対象になりますので調査票にその旨を必ずご記入のうえ提出をお願いします。
6. 選出委員会のガイドラインにより、「選出会の時点で、未就学児のいる家庭、出産予定のある方」は、ご本人からの申し出により、本部役員を辞退することができます。
7. 立候補については選出会前日 12 時（正午）まで受付します。調査票提出後に立候補を希望される方は選出委員会メールアドレスまでご連絡ください。募集（1 学年 5 名、2 学年 5 名）を上回る立候補があった場合は、選出会にて話し合いまたはくじにより 5 名にさせていただきます。選出会不参加の立候補者がいた場合、選出委員が代理でくじを引かせていただきます。
8. 10 月 25 日（土）の選出会当日に連絡のつく電話番号を調査票の連絡先欄にご記入お願いします。  
選出された方には当日 15 時～18 時頃に電話でご連絡させていただきます。お仕事の都合がある方は、メールアドレスのご記入もお願いします。
9. 互選会の日程は、11 月 8 日（土）14：00～を予定しております。選出された 10 名すべての方が対象となりますので、ご予定おきください。互選会のご案内は後日お渡しさせていただきます。

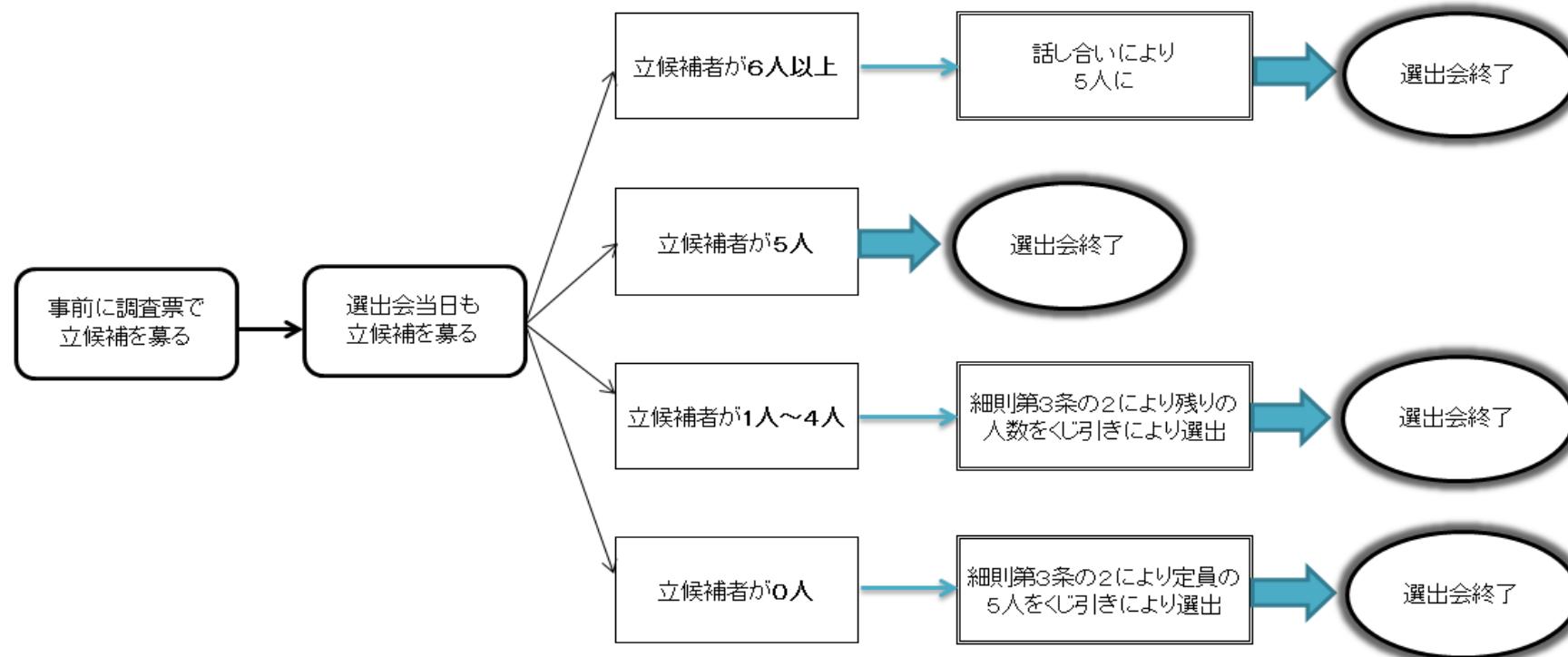
10. P T A会則・本部役員の仕事を必ずご一読ください。

ご不明な点などございましたら、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

令和 7 年度選出委員会メールアドレス : tanashi3.selection2025@gmail.com



## 本部役員候補者 選出までの流れ



### ※抽選になった場合

★本人からの申し出により、以下に該当する方は、抽選から除きます。

- ①選出委員会のガイドラインにより、除外になった方（細則第3条の4より）
- ②本部役員経験者（細則第3条の7より）
- ③各委員会の今年度正副委員長（細則第3条の8より）
- ④選出委員（細則第3条の9より）…選出委員は希望しても、次年度の本部役員になることができません。
- ⑤選出委員の前年度正副委員長（細則第3条の9より）
- ⑥選出手会当日の審議で、除外になった方

★選出委員会の内規により、同学年に複数の生徒が在籍する方のくじは、1枚のみとします。

★抽選になった場合のくじは、選出委員会が引きます。（細則第3条の6より）

## 【本部役員の仕事】

会長 (1名)	・会の代表として会務を総括。総会、運営委員会等の招集 ・対外的な活動に参加 (P保連、学校運営協議会等)
副会長 (2~3名)	・会長を補佐 ・対外的な活動に参加 (育成会)
書記 (2~3名)	・総会、運営委員会等開催のための書類作成 ・議事の記録ならびに報告書作成、書類の保管
会計 (2名)	・会計事務 　・会の財産管理 　・予算案作成 　・決算報告 ・学校給食費監査 　・次年度の会計監査
庶務兼サポート システム担当 (1~2名)	・他の本部役員の補佐 ・LINEWORKS 管理 ・サポートシステムのPC入力及び取りまとめと連絡

### ★ 「本部役員共通」の仕事

- ・PTA会費集金、PTA名簿・サンサポちゃん回答用紙の回収
- ・サンサポちゃん振り分け作業
- ・PTA定期総会の開催 (総会資料作成・開催は旧本部役員と協力)
- ・本部役員会の開催 (運営委員会の一週間くらい前と随時)
- ・運営委員会の開催
- ・予算委員会の開催
- ・新旧合同委員会の開催
- ・三中卒業式・入学式に出席
- ・学校行事の来賓の受付
- ・PTA発行の各種お知らせ、報告書等の印刷・配布
- ・本部役員担当の地域行事に参加 (当日のサンサポちゃんの取りまとめ)

※令和7年度はサンサポちゃんの活動実績はありません。

### ★ 「会長」の仕事

- ① 「西東京市立小中学校PTA・保護者の会の連絡会 (P保連)」会議出席 (年3回)、  
「教育環境の改善に関する要望書」提出、市懇談会出席
- ② 「田無第三中学校運営協議会」出席 (年6回)
- ③ PTA発行のお知らせ、報告書のチェック
- ④ 学校と様々な打ち合わせ
- ⑤ 各委員会との連絡、打ち合わせ

## ★ 「副会長」の仕事

- ① 学年、専門委員会への連絡を担当
- ② 運営委員会等のレジュメ作成、議事進行
- ③ 育成会「にしはら」（けやき小学校区）総会及び定例会出席（年9回くらい）と行事参加
- ④ 育成「かしわ会」（田無小学校区）総会及び定例会出席（年7回くらい）と行事参加
- ⑤ 育成会「にしはら」主催の地域合同パトロールに参加。春・夏実施（年2回）
- ⑥ 育成会行事当日、サンサポちゃんの取りまとめ

## ★ 「書記」の仕事

- ① 各委員会、本部役員からの活動報告収集作業
- ② 運営委員会と総会での録音作業とテープ起こし、議事録・報告書作成  
(今年度から運営委員会関係の紙配布を止め、学校HPに掲載)
- ③ 報告書等、学校のチェックを受ける
- ④ 各種書類の作成及び保管

## ★ 「会計」の仕事

- ① PTA会費集金と通帳管理、出入金作業等
- ② PTA消耗品・卒業記念品の発注・管理
- ③ PTA保険加入手続き
- ④ 委員会活動費の配布・回収
- ⑤ 中間・年度末の決算報告、次年度予算案作成

## ★ 「庶務兼サポートシステム担当」の仕事

- ① 他の本部役員を補佐する
- ② LINWORKSの設定、管理
- ③ 要請に応じサンサポちゃんの招集
- ④ 複合機保守点検立会い、使用量報告

※「会計監査」は平成25年度より、原則、前年度の会計が担当することに決まりました。  
本部役員候補からの選出はありません。

# 西東京市立田無第三中学校PTA会則

## PTA細則より抜粋

### 第3条 本部役員候補者選出方法に関する細則（会則第27条より）

保護者の本部役員候補者選出方法は、次のとおりとする。なお、教職員の役員候補者は教職員会員の話し合いにより決める。

1. 選出委員会は、次年度本部役員を選出するため 1 学年本部役員候補者選出会及び 2 学年本部役員者選出会をもうけ、各学年から 5 名（合計 10 名）の本部役員候補者を選出する。
2. 本部役員候補者選出会において、立候補者がいない場合は抽選とする。
3. 選出委員は学校と協議の上、止むを得ない理由のある保護者を、本部役員候補選出除外者とする。
4. 選考に公平性をきたすため、抽選となった場合の除外者のガイドラインを選出委員会の内規で定めることができる。
5. プライバシーの侵害を避けるため、本部役員候補選出除外者の氏名は公表しない。
6. 第3条第2項に伴い選出会で抽選となった場合のくじは、選出委員会が引く。
7. 本校での本部役員経験者は、次年度以降の本部役員、各委員会の委員を辞退できる。ただし、再任は妨げない。本部役員については歴代本部役員名簿で確認できる年度（平成元年）より適用し、各委員会の委員については令和元年度（平成31年度）以降の本部役員経験者より適用する。歴代本部役員名簿は、本部役員が保管する。本部役員の歴代本部役員名簿は 25 年間の保存とする。また会則第27条の3にある、議事録、報告書などの重要書類についての最低保管期限も 25 年とする。
8. 各委員会の正副委員長は、本人からの申し出により、次年度に限り本部役員候補者を辞退できる。
9. 選出委員は次年度の本部役員候補者から除外する。また、選出委員会の正・副委員長は、本人からの申し出により、次々年度に限り本部役員候補者と、各委員の選出を辞退できる。ただし立候補は妨げないものとする。
10. 選出された本部役員候補者は選出委員立会いのもと、互選により役職を決める。
11. 選出委員会は選出した本部役員候補者を次回運営委員会にて報告し、候補者として承認を得る。
12. 本部役員候補者は互選会以降次年度定期総会までを、引き継ぎ期間とする。
13. 本部役員候補者は定期総会にて承認を得て、正式に本部役員に就任する。

### 第5条 選出委員会に関する細則（会則第30条より）

1. 選出委員は在任中及び退任後も、PTA会員より提出された調査票の内容やヒヤリング等で得た個人情報、第三者に漏洩してはならない。また、提出された調査票は、漏洩防止の対策に万全を期して取り扱わなければならない。
2. 選出委員はPTA会員より提出された調査票の内容やヒヤリング等で得た個人情報を、この会の会長、副会長から請求があった場合には、開示しなければならない。ただしPTA会員から異議申し立てがあった場合の開示請求に限る。開示を受けた会長、副会長は、第5条第1項を遵守しなければならない。

※第3条7項は令和元年度第4回運営委員会、第3条8項は令和2年度第1回運営委員会、第3条9項は令和4年度第3回運営委員会、第3条7項は令和5年度第3回運営委員会にて改定がありました。